



記録的災害からの復興に向けて



市内の被害状況 (10月7日現在)

住宅被害

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
約3,300棟(詳細は調査中)

停電軒数

東電ホームページ発表の最大軒数
約33,300軒

倒木被害

約200カ所

農作物被害

想定被害額 約6億7,000万円

ごみ処理

減免申請 約2,300件



市民の皆様へ

台風15号で被災された皆様に 心よりお見舞いを申し上げます

9月9日に台風15号が千葉県を通過し、強風による倒木などが原因の停電が広範囲となり、家屋被害と相まって県内は長期間にわたり大混乱となりました。

香取市でも、ほぼ全域で停電。最大2週間を超える停電が続いた地域もありました。携帯電話や固定電話の通信障害をはじめ、エアコンが使えない、防災無線が聞こえなくなる、地下水を

くみ上げている家庭では断水、屋根の被害による雨漏りなど、市民の皆様が日常生活に影響が出たほか、病院や介護・福祉施設にも支障を来しました。また、実りの秋を迎えた農産物や農業

施設への被害をはじめ、商工業施設・設備への被害など産業活動にも甚大な影響を及ぼしました。

市では、前日から避難所を開設し、台風上陸後は直ちに災害対策本部を設



1



3



2

1 菅官房長官に激甚災害指定を要望 2 江藤農林水産大臣に農業被害の状況を説明 3 武田防災担当大臣・林衆議院議員に要望書を提出



香取市長
ふたば

置。市内の被害状況の把握に努めるとともに給水所を開設しました。早期の停電復旧を東京電力に要請しながら、病院や福祉施設などの停電による影響を調査し、経済産業省・東京電力と連携して電源車の手配を行いました。警察や消防、自衛隊などに協力を要請しながら、千葉県などと連携して初動対応にあたりました。お風呂に入れない方のため、栗源地域に自衛隊の仮設風呂を開設していただいたほか、民間の入浴施設を開放していただきました。停電解消後も、り災証明・災害ごみ受け入れの窓口が連日混雑し、今回の災害の影響範囲がとて広いことを物語っています。






私は、9月12日に武田防災担当大臣と林衆議院議員に復旧の難しい倒木現場を、9月14日、江藤農林水産大臣に

はハウスなど農業施設の被害状況を確認していたため現場を案内し、今回の災害が甚大であることを伝えました。9月19日には東京に赴き、菅官房長官や武田防災担当大臣、自民党二階幹事長と直談して激甚災害指定に関する要望をいたしました。また、これまでに成田国際空港株式会社や日本航空株式会社をはじめ各法人、個人の皆様から多大なる見舞金・支援金・物資を頂戴しております。この場をお借りして感謝を申し上げます。

今後は国・県や各種機関から新たな支援策が打ち出され次第、最新情報を、広報かとり、市ホームページなどでお伝えしてまいります。皆様には引き続き自助・共助をお願いしますとともに、市といたしましても一日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

Contents 目次

※掲載している情報は10月8日現在のものです。今後、内容の変更や追加支援がある場合があります

- P2 市民の皆様へ
- P3 01/り災証明書・被災証明書の申請受付
- 02/災害見舞金
- P4 03/電話料金などへの支援
- 04/災害援護資金の貸付制度 
- 05/生活福祉資金貸付制度
- P5 06/住宅の応急修理 
- 07/生活必需品を支給します 
- 08/母子・父子家庭などへの支援
- 09/弁護士による法律相談
- P6 10/災害に便乗した悪質商法に注意!
- 11/農業者への支援
- 12/固定資産税の減免 
- P7 13/所得税・住民税の軽減
- 14/国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免 
- 15/緊急支援募金を受け付け
- 16/支援金・物資を提供いただいた団体・個人
- P8 17/災害ごみの受け入れ



このマークがついている支援はり災証明書の判定が「半壊」以上が対象です

01 り災証明書・被災証明書の申請受付

災害見舞金の申請などに必要です。

り災証明書とは

被害を受けた家屋の被害の程度を証明するもの

被災証明書とは

被害を受けた事実を証明するもの

▼必要なもの

- ◇印鑑(朱肉を付けるもの)
- ◇被害を受けた箇所の写真
- ◇申請者(被災者)の本人確認できるもの(運転免許証など)
- ◇同居の親族以外が申請をする場合

は、申請者(被災者)の委任状

▼申込 必要なものを持参し総務課・各支所

各支所

総務課

☎1111



02 災害見舞金

災害により被災した世帯に対し、災害見舞金を支給します。

災害見舞金の申請受付

災害によって住家が被害を受けた場合に、災害見舞金を支給します。

▼支給額

- ◇全壊：10万円
- ◇半壊：5万円
- ◇一部損壊：1万円(修繕費10万円以上の場合)

▼必要なもの

- ◇り災証明書(写し可)
- ◇印鑑(朱肉を付けるもの)
- ◇修理内容の分かる見積書や領収書(一部損壊の場合のみ)
- ◇世帯主の通帳の写し
- ▼申込 必要なものを持参し社会福祉課・各支所

社会福祉課

☎1209

03 電話料金などへの支援

NTT東日本では、次のとおり支援措置を行っています。詳細はNTT東日本のホームページをご覧ください。

- ▼支援措置
- ◇電話、フレッツ光などの通信サービスの基本料金の無料化
- ◇移転工事費の無料化
- ◇料金支払期限の延伸

☎NTT東日本料金問合せ受付センター

☎0120(002)992

※9時～17時(土日・祝日・年末年始除く)
総務課

☎(50)1202

04 災害援護資金の貸付制度

住居が一定以上の被害を受けた場合、資金を借り受けられます。なお、前年の世帯全員の所得により借りられない場合があります。

▼対象 住居が半壊程度以上の被害を受けた人

▼申込期間 12月27日(金)まで

▼利用できる金額 150万円～350万円

※程度により貸付限度額が異なります

▼返済 10年以内(据置期間3年)

▼利率

◇連帯保証人を立てる場合 無利子

◇連帯保証人を立てない場合 年1・5%(据置期間は無利子)

▼必要なもの

◇災害援護資金借入申込書

◇り災証明書

◇世帯全員の所得証明書(平成30年分)

◇世帯全員の住民票

◇連帯保証人の住民票

◇連帯保証人の保証能力を証明するに足りる書類(所得証明書、源泉徴収票、固定資産評価証明書など)

☎必要なものを持参し社会福祉課

☎(50)1209

05 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯の生活費などが借り受けられます。

緊急小口資金

▼対象 被災した世帯で、当面の生活費が必要な世帯

▼限度額 10万円以内

▼返済 据置期間(貸し付けした日の翌月から2カ月以内)経過後1年以内

▼必要なもの

◇顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

◇世帯全員の住民票(3カ月以内のもの)

◇健康保険証の写し

◇り災証明書または被災証明書

◇収入を証明する書類

◇振込先口座を確認できるもの

◇印鑑登録証明書(3カ月以内のもの)

◇実印

☎必要なものを持参し社会福祉協議会

☎(54)4410

ひかり電話・インターネットが繋がらない場合

NTT東日本 電話サービス等の故障受付窓口

◇NTT固定電話から 局番なしの113

◇携帯電話・PHSから ☎0120-444-113

インターネット(フレッツ)の故障

☎0120-000-113

※携帯電話・PHSからもかけられます

▼ウェブサイトからの申し込み
故障受付Web113



06 住宅の応急修理

被災した住宅で生活ができるように

応急修理をする場合に、一定の範囲内で修理を支援します。支援を希望する人は事前に相談の上、申請ください。

審査・工事完了後、市が施工者に限度額まで支払います。限度額を超える費用は被災者負担となります。

▼対象者 居住する住宅が、り災証明で半壊・大規模半壊と判定された人

▼対象となる修理

◇屋根、はり、柱、床、外壁、基礎な

どの応急修理

◇ドア、窓、サッシなど外部に面する開口部の応急修理

◇上下水道、電気、ガスなどの配管、配線の応急修理

◇衛生設備の応急修理(トイレ、風呂など)

◇衛生設備の応急修理(トイレ、風呂など)

▼期間 現在、県で実施期限を検討中

▼限度額 1世帯59万5000円

☎ 社会福祉課

☎(50)1209

07 生活必需品を支給します

必要な寝具その他生活必需品の支給を行います。なお、支給は申し込み後に郵送で行います。

▼対象 住家が全壊、半壊または床上浸水し、寝具などの生活必需品が使用できず、日常生活が困難な人

▼支給品目 タオル、紙オムツ、布団セットなど

※住宅被害・世帯の状況により品目と数量などが異なります

▼必要なもの 申請書、住民票、り災

証明書(写し・後日提出可)

☎ 必要なものを持参し商工観光課

☎(50)1212



08 母子・父子家庭などへの支援

母子・父子家庭、寡婦の人に対する資金の貸し付け対象者が被災した場合、償還金の支払い猶予などの緩和措置申請ができます。

▼対象

母子・父子福祉資金

◇母子家庭の母または父子家庭の父

(20歳未満の児童の扶養者)

◇父母のいない児童(20歳未満)

寡婦福祉資金

◇寡婦

◇40歳以上の配偶者のいない女性で母子家庭の母・寡婦以外の人

▼資金の種類

住宅資金、生活資金など

▼緩和措置

償還金の支払い猶予(滞納分は除く)、住宅資金貸付限度額の拡大など

▼申請方法

子育て世代包括支援センターで家庭

状況(家計含む)を確認後、必要書類を提出

※承認には一定の審査があります

提出

子育て世代包括支援センター

☎(79)0922

09 弁護士による法律相談

台風15号に関する弁護士による無料相談を実施します。

面接相談(要予約)

▼日時 10月16日(水) 9時30分～16時

(1人30分)、23日(水) 10時～14時20分

(1人20分)

▼場所 市民協働課

☎ 市民協働課

☎(54)1138

電話相談

千葉県弁護士会

☎043(227)8431

※はじめに台風15号に関する相談と伝えてください

▼日時

平日9時～正午、13時～17時

☎ 市民協働課

☎(54)1138

10 災害に便乗した悪質商法に注意!

災害に便乗した、屋根や排水管の工事などの悪質商法には十分注意ください。不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、下記の消費生活センターなどに相談ください。

事例とアドバイス

▼事例1

「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根などが修理できる」と、業者が訪ねてきた。保険申請も代行してくれるというので契約したが、後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

◇まずは保険を契約している損害保険会社や代理店に直接相談しましょう。
◇災害で住宅の修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりして慎重に契約しましょう。

▼事例2

「無料で排水管を点検する」と業者が訪ねてきた。点検後に「早く洗浄した方がよい。今なら〇万円までできる。排水管が詰まると高額な修理費が掛かる」と言われ、契約をしてしまった。
◇無料点検などと言って訪問し、点検後に不安をあおって清掃や工事などの

契約を結ばせる手口です。一度契約すると、別の契約を次々に迫られるケースもあるため、安易に対応しないようにしましょう。
◇今日やらなければ、もっとお金が掛かるなど言われても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談し、必要ない場合はきっぱり断ることが大切です。

悪質商法の相談先

香取市消費生活センター ☎(50) 1300
月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～16時

千葉県消費者センター(相談専用) ☎047(434)0999
月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～16時30分、
土曜日 9時～16時

消費者ホットライン ☎188(局番なし)
10時～16時

11 千葉県農業災害対策資金

農業者への支援

県では、被害を受けた農業者の経営の維持安定を図るため、再生産・施設の復旧資金を無利子で融資します。

被災状況及び融資希望調査書の受け付け

融資を希望する人は、市ホームページで配布している「令和元年台風15号災害による被害状況及び融資希望調査書」を農協などの融資機関へ提出してください。なお、融資の可否は融資機関が判断します。

▼期間 10月16日(水)～

国農政課

☎(50) 1258

12 固定資産税の減免



固定資産(土地・家屋・償却資産)に一定以上の損害を受けた人は、損害の程度に応じて固定資産税・都市計画税を減免します。住家は半壊以上が対象です。減免の適用は、り災証明書の結果に基づいて判断します。

※災害を受けた日(9月9日)以前に平成31年度分の固定資産税・都市計画税を前納している場合は対象外(前納されてない第3期・第4期が対象)

▼資金区分・使途・貸付限度額・償還期間

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	事業の再生産に必要な資金	農業用施設(簡易な施設を除く)が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で600万円以下	被害額の80%以内で1,000万円以下
償還期間	7年以内	8年以内(うち据え置き2年以内)

▼対象・損害の程度

- ◇土地 面積の20%以上
- ◇家屋 価値の20%以上
- ◇償却資産 価格の20%以上
- ▼減免割合 40%～100%
- ▼必要なもの り災証明書、印鑑(朱肉を付けるもの)

目 必要なものを持参し税務課

☎(50) 1223

雑損控除のご案内

13 所得税・住民税の軽減

住宅や家財に損害を受けた人は、所得税の確定申告で雑損控除を申告することで、軽減を受けられる場合があります(申告により個人住民税にも雑損控除が自動適用)。詳しくは、事前に佐原税務署へ問い合わせください。

▼対象 住宅・家財、屋根瓦・自家用車・車庫・ブロック塀・墓石の修理など
※取り壊し(解体)や除去費用も対象
▼必要なもの

◇対象資産、取得時期、取得価格が分かるもの
◇取り壊し・除去費用が分かるもの

◇保険金などを受け取った場合、金額が分かるもの

◇り災証明書、被災証明書

◇印鑑(朱肉を付けるもの)

◇令和元年分所得金額や所得控除額が分かるもの(源泉徴収票など)

◇所得税が還付になる人は振込先の金融機関名・口座番号の分かるもの

個人住民税の減免 住家が半壊以上で減免となる場合があります。詳しくは税務課へ問い合わせください。

税務課 佐原税務署
☎(54)1331
☎(50)1242

14 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

減免には申請が必要です。

▼対象 次のどちらにも当てはまる人

◇居住する家屋、家財などの価値の30%以上(後期高齢者医療保険料は20%以上)の損失金額(保険金などの補てん額を除く)を受けた人

※半壊以上を想定

◇前年中の世帯所得金額が1千万円以下の世帯で、保険税(料)の納付が困難な人

▼申請書に添付する書類

◇り災証明書

◇保険金などの補てん額が確認できる書類

▼減免期間 災害を受けた日以降の納期限分(令和元年度)で納付が困難なもの

国民健康保険税

税務課
☎(50)1242

介護保険料

高齢者福祉課
☎(50)1208

後期高齢者医療保険料

市民課
☎(50)1228

ふるさと納税を活用

15 緊急支援募金を受け付け

10月3日現在
4,662,917円

▼寄付方法

◇インターネット

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」ふるさとチョイス

※詳しくは

コチラ↓



◇窓口

寄附申込書に必要事項を記入し市役所1階会計課または各支所

◇ファクス・郵送・電子メール

〒287-8501 企画政策課

☎(52)4566

✉seisaku@city.katori.lg.jp

企画政策課 ☎(50)1206

16 温かいご支援ありがとうございます 支援金・物資を提供いただいた団体・個人

▶支援金

◇団体…愛川町農業委員会、大洗町、(株)桑田建築設計事務所、成田国際空港(株)、日本航空(株)、パワーシェアリング(株)、(公財)B&G財団、法政大学千葉県東葛校友会

◇個人…青沼 才、五十嵐 涼介、石川 望美、一村 大吾、犬飼 邦博、上森 真吾、大金 コリカ、大久保 恵子、大西 昭郎、大矢 弘士、小川原 朋子、織田 文恵、大日方 功、角田 萌、角田 直子、香取 孝輝、金子 信吾、河合 透、菊池 綾人、岸本 磨由子、喜多村 凌也、清信 武志、幸田 直子、小内 飛鳥、小林 由美子、齋藤 啓子、斎藤 奈保、榊原 慎太郎、篠崎 道彦、須賀 大祐、菅井 直樹、杉原 淳一、鈴木 花苗、関 誠、添田 弥、高岡 信之輔、高安 千恵、田中 麻奈美、田邊 直樹、寺澤 正行、友末 琢磨、中島 伸喜、並木 充夫、西川 泰、野村 由起子、橋本 麗子、羽石 幹夫、羽田 晋朗、福水 喜代美、古市 健治、保科 裕子、松隈 紀文、村松 栄理、村山 慎治、森岡 孝幸、森田 太、柳 育崇、山口 広樹、山田 周司、吉崎 堅太郎、吉田 俊樹、吉田 真由美、吉満 真以子、渡辺 美枝子

▶物資

◇団体…(株)五十嵐商会、伊豆の国市、NTT東日本、(株)大塚製菓工場、鹿島建設(株)、香取市商工会、神栖市、川越市、喜多市、経済産業省、公益情報システム(株)、国土交通省、コンドーテック(株)、(株)サンドラッグ、(株)三和製作所、JA佐原、大正製薬(株)、千葉県、つくばみらい市、(株)テクノ千葉支店、東京サラヤ(株)、(株)東和食彩、栃木市、日本クルド友好協会、農林水産省、合同会社マヒル、ミドリ安全成田(株)、モアコスメティックス(株)

◇個人…サイトウ タカヒコ、坂井 祐未、進藤 伊都恵、鷹尾 伸一、増田 ひとみ、山井 芳文、山下 明美

(10月3日現在 敬称略)

17 災害ごみの受け入れ ☎ 環境安全課 ☎ (50) 1248

通常のごみと別に、災害ごみを受け入れます。減免申請で手数料免除となります。

個別申請が必要なごみ(要事前相談)

▶**ごみの種類** スレート瓦、石膏^こボード、サイディングボード、リサイクル家電(台風被害により使用不可となったもの)

▶**申請場所** 環境安全課

減免申請のみで搬入できるごみ

▶**ごみの種類** 瓦、廃木材、枝木、畳、塩ビ系の雨樋およびトタン、金属製トタン、コンクリートブロック

※分別に協力ください

▶**申請場所** 環境安全課・各支所

▶**受入期限** 12月21日(土)まで

※上記以外は10月31日(木)まで

施設マップ

詳しい地図は香取市暮らしのガイドブック2019に掲載しています。

暮らしのガイドブックWeb版▶



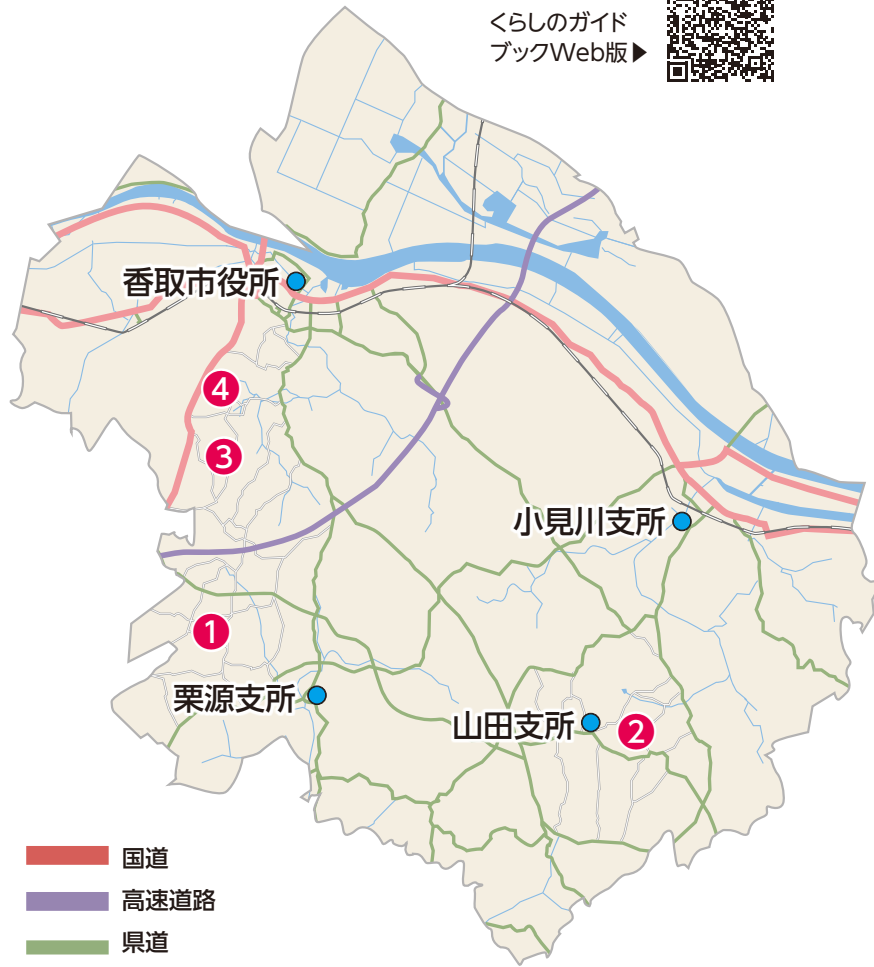
被災した農業用ハウス 廃棄時に保存するもの

ハウスの解体、運搬、処分に当たっては、今後、被災農業者向け補助が始まり、事業対象となった場合、申請時に被害状況などを証明するため次の資料を保存してください。

▶施設などの被害状況が分かる書類や写真など

▶対象となる取り組みの発注書、納品書、請求書など

☎ 農政課 ☎ (50) 1258



施設名・場所	受入時間 (12:00~13:00は除く)		受入品目	暮らしのガイドブック掲載ページ
① 伊地山クリーンセンター 伊地山665-2 ☎(59)2148	月~土曜日 (祝日含む)	8:45~16:00	廃材、枝木、畳、塩ビ系の雨樋およびトタン、金属製トタン	P51 C-1
② 長岡不燃物処理場 長岡1539 ☎(78)2144	月~土曜日 (祝日含む)		瓦、廃材、枝木、畳、塩ビ系の雨樋およびトタン、金属製トタン	P53 E-4
③ 佐原清掃事務所 大崎1900 ☎(58)1400	月~金曜日 (祝日含む)		瓦、廃材、枝木	P47 C-4
④ 片野建設(株) 与倉309 ☎(58)0755	月~土曜日 (祝日含む)		瓦、コンクリートブロック	

国土地理院の電子地形図(タイル)に施設情報を追記して掲載